

平成 23 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 23 年 11 月 9 日 (水) 9 : 45 ~ 12 : 10

場 所 県庁第二別館 5 階 第 3 会議室

出席委員 12 名(敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財)えひめ女性財団理事長

副会長 宮 崎 幹 朗 愛媛大学法文学部教授

委 員 大 隈 満 愛媛大学農学部教授

” 喜 田 ヒサ子 愛媛県漁協女性部連合会会長

” 桐 木 陽 子 松山東雲短期大学教授

” 郷 田 和 美 愛媛県小中学校長会理事

” 近 藤 智 佳 公募委員

” 重 見 和 典 愛媛県 P T A 連合会会長

” 末 廣 啓 子 (社)愛媛県建設業協会女性部会副会長

” 向 江 隆 文 N H K 松山放送局放送部長

” 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事

” 横 田 秀 樹 愛媛労働局雇用均等室長

1 開 会

司会 ただ今から平成 23 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議を開催いたします。

はじめに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

田中チカ子会長 皆様おはようございます。今年度 2 回目の会議でございますけれども、今日は、この会議の役割の一つでございます施策の実施の状況についての調査、特に男女共同参画の観点から、チェック機能を果たしていただこうと思っております。

既に皆様から選定していただきました 5 事業につきまして、資料をそろえております。今日は担当課の方々にもご足労いただきまして、お忙しいところありがとうございます。

新しい委員の方もお一人お見えでございます。是非、新鮮なところで忌憚のないご意見がいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、今日は皆様から選定していただきました5事業につきまして、この前三つほどは関連があるのではないかとということで、そのことも踏まえて少し時間を工夫していただきまして、従来の10時からではなく9時45分から始めさせていただいております。後ほど細かいことはご説明申し上げるといたしまして、本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

司会 ありがとうございます。続きまして、新たにご就任いただいた委員さんをご紹介します。

社団法人愛媛県建設業協会女性部会の末廣啓子委員です。

末廣啓子委員 末廣でございます。よろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。本日の会議は善本委員、甲斐委員、菊池委員が所用のため欠席されておりますが、15名中12名のご出席をいただき、過半数を超えておりますことから、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定に基づき、成立したことをご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料のご確認をお願いいたします。資料1から7までを事前に送付させていただいておりますが、おそろいでしょうか。もし不足がございましたら、おっしゃっていただきますようお願いいたします。

では、会議の進行を田中会長をお願いしたいと思います。

なお、議事に入りますことのご発言等は、事務局の担当がマイクをお持ちしますので、マイクでのご発言をお願いいたします。それでは、田中会長よろしく願いいたします。

4 議事

田中チカ子会長 ありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。

前回、皆様と一緒に選んでいただきました5事業についてヒアリングを進めてまいりたいと思います。選定の際は概略だけを見て選んだ事業でございます。

今日は、担当課にそれぞれ来ていただいております。今日の議事の5事業につきまして、一番上と一番下は単独でご説明をいただきます。それで、2番目、3番目、4番目は、皆

さんの方から関連があるのでということで選んでいただいた事業でございます。一番最初と最後につきましては15分ずつご説明をいただきまして、皆様から10分ずつそれぞれ質疑応答をいたします。それから、2、3、4の事業につきましては、説明の時間はそれぞれ15分ではございますけれども、まとめて20分という質疑の時間を設けております。それを念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

そういたしましたら、資料1の漁村女性いきいき活動支援事業につきまして、漁政課の方からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

漁政課 皆さんおはようございます。農林水産部水産局漁政課で技術課長補佐をしております桑原でございます。ただ今から、私ども漁政課で実施しております、漁村女性いきいき活動支援事業の概要についてご説明させていただきます。

この漁村女性いきいき活動支援事業というのは、大雑把に申し上げまして、漁村女性のグループが行う水産物の加工品の商品開発と、起業化に向けた取組を支援する事業でございます。お手元の資料の1ページ、2ページの概要として、近年の水産業を取り巻く環境の中で、特に漁村におきましては、後継者不足などによります漁業就業者の高齢化の進行や、魚の値段の低迷による漁家経営の悪化等によりまして、漁村の活力が低下してございます。このような中で、漁業者によります水産物の加工というのは、魚価の下支え、付加価値の向上、雇用の確保などを通しまして、生産者の所得向上に繋げるとともに、消費者の嗜好に合った食品の提供によりまして、水産物の需要拡大をすることが重要となってきてございます。特に、その中でも漁村女性グループにおかれましては、従来から、地元の水揚げされた水産物を活用した加工品販売などに取り組んでこられたことから、こうした活動が地元での魚価の下支えや地域活性化に繋がるなど、地域活動の重要な担い手として活躍が期待されているところでございます。

それで、私どもの課で実施してございます漁村女性いきいき活動支援事業では、こうした漁村女性によります起業的・経済活動が県下に普及拡大するように、人づくり、ものづくり、販路づくりの三つのステップで総合的に支援・指導いたしまして、地元水産物の付加価値の向上や、漁家経営の安定を図るために起業化を目指す漁村女性グループを対象にいたしまして、県が起業化セミナーなどを開催するほか、漁村女性グループが行います加工品の開発や販路拡大に対して助成するものでございまして、この事業につきましては、平成21年度から3か年事業で実施しているものでございます。

お手元の資料をめくっていただきまして、3ページ目の「漁村女性いきいき活動支援事業の展開方向」に基づきご説明させていただきます。

先程申しましたように、この事業では、人づくり、ものづくり、販路づくりという三つのステップで支援・指導をしているところでございますが、まずステップの1、これは人づくりでございます。この事業の中では、漁村女性起業家育成支援事業といたしまして、これは県が実施してございますが、地元の水産物の付加価値の向上や漁家経営の改善に意欲のある漁村女性を対象といたしまして、経営能力や販売能力等を習得していただくための起業化セミナーや、皆さんが行われております活動成果の報告会を開催いたしまして、漁村女性の能力の向上と活動の普及拡大を図るものでございます。また、こうした漁村女性グループのネットワークの構築に向けまして、交流会などを通して連携を深め、今後の活動展開に繋げるものでございます。この事業の実施内容といたしましては、経営管理、マーケティング、水産加工、食品衛生等に関する講座を開催いたします。それと、活動成果の報告を行いますとともに、女性グループのネットワーク化に向けた意見交換などを行ってございます。

続きましてステップの2、これはものづくりでございます。この事業の中では、シービジネス実践活動支援事業として、愛媛県漁協女性部連合会へ補助金を県の方から出しまして、県下の起業・経済活動を目指す漁村女性グループに対して補助を行い、地元の水産物を活用いたしました加工品の開発、品質衛生管理、売れるキャッチコピーや売れるパッケージづくりなど、安心安全・おいしい・売れる商品づくりなどの活動を支援するものでございます。実施内容といたしましては、地元で水揚げされます水産物の付加価値向上に対する取組、消費者ニーズにあった加工品の開発、パッケージデザインあるいはネーミング、試作品の評価や検討、地元や各県内で行われます試験販売等、PR活動、研修の実施などをしていただいております。

続きまして最後のステップ3、これは販路づくりでございます。この事業の中では、シービジネス販路拡大支援事業として実施してございまして、先程のシービジネス実践活動支援事業と同じく、県漁協女性部連合会に対しての補助事業として実施してございます。この事業では、漁村女性グループが地元水産物を活用して製造し、この事業により地元や県内でブラッシュアップされた加工品につきまして、新たな販路拡大を図るため、加工品のPRや販売促進活動、マーケティングリサーチ活動などを支援するものでございます。実施内容といたしましては、都市部への販売促進活動、PR活動、市場調査、消費者ニーズの把握、展示会への出展、商談会への参加、販路の開拓や拡大などを行う事業でございます。

この三つの事業を中心に、漁村女性の水産物加工に関する支援をしているものでございまして、期待される効果といたしましては、県内各地で漁村女性による経済活動が波及し、

漁村の女性起業グループによる継続的・安定的活動が行えることによりまして、まず地元水産物の付加価値向上によります知名度アップ、魚価の下支え、地産地消から地産他消へというような繋がり、地元での雇用の創出、地域の活性化、漁村女性の社会進出の促進などを目指しているところでございます。

この事業につきましては、先程も申しましたように、平成21年度から今年度までの3年事業で実施してございます。漁政課といたしましては、今後とも漁村女性グループの加工、販売活動が起業化に繋がりますよう支援したいと考えておりまして、この支援を通じまして男女共同参画に繋がればと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

田中チカ子会長 ありがとうございます。喜田委員さん、深く関わっておられると思えますけれども、皆さんの方から今のご説明に対してご質問ございますか。

喜田ヒサ子委員 今、県の方が言われた施策を遂行していく中で、私たちの女性部も、部員の減少が今問題になっております。そのためにも、この県の事業の施策を遂行して、新しい加工活動者を増やして行きたいと考えております。そして、やはり加工活動をする事によって、新たなみんなの意思の疎通ができたり、組織の強化にも繋がったりして、部員がそれによって減るのを食い止める、そういう役目にもならないかなと。そして、男女共同参画でもありますように、そういう仕事をしていると男性がやはり理解を示してくれる。生き活きとやっていると、「楽しそうにしているな、それなら手伝おうか」というようなところも見られてくるので、やはり一生懸命している姿を見ていただきながら、また私たちの価値も上げてもらいたいなと、そのように考えております。

田中チカ子会長 経済的な効果はいかがですか。3年やってみられて。

喜田ヒサ子委員 市場に出せない魚に付加価値を付けて、私たちもパートの時間給で支払われるんですけど、やはり漁家にとったら今、魚が獲れない、安い、そういう中でだいぶ下支えには繋がっています。

田中チカ子会長 そのことが会員の増加に繋がりますか。

喜田ヒサ子委員 はい、繋がっていただければと思っております。

田中チカ子会長 実際はどうですか。

喜田ヒサ子委員 実際、私もじゃこ天をやっているんですが、皆さんわきあいあいと思いの疎通も取れて、いろいろな所に視察に行ったり、たまには旅行にも行ったりしていますし、仕事も楽しくやっております。やはり売れなければ楽しくないんですが、今、もうたくさん売れていますので。

道の駅「よしうみいきいき館」のお店でやっていると、やはり人との交流もありまして、

「いかがですか」「また来てくださいね」というように上品にもものも言えるようになるし、皆さんと対面をしていると楽しくて、それがやはりまたこちらに帰ったら組織の疎通が取れて、それが強化に繋がっていくのではないかと考えております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。では、大隈委員どうぞ。

大隈満委員 楽しくおやりになっているということで、嬉しくお聞きをいたしました。

ちょっと具体的にお聞きしたいんですけど、男女共同参画との関係で言いますと、資料の4ページにあるように数値目標が出ているわけですが、ちょっと私も記憶が薄くなったので教えていただきたいんですけど、事業が始まる21年度より前の段階、平成20年度以前の段階において、この0.6%と4組織というのはどうだったのか。それで、まだ事業は終わっていませんけれども、見通しとしてこの0.6%というのは上がるのだろうか、それから4組織というのは増えるのだろうか、その状況を教えていただきたい。

漁政課 まず0.6%というのは、漁業協同組合の役員に占める女性の割合ということだと思いますが、正直申しまして、0.6%というのは普通で考えると非常に低いということにはなります。水産業の世界というのは、もともと漁船漁業から始まりまして、今は皆さんご承知のとおり、宇和海沿岸では魚類養殖業とか真珠養殖業といった養殖業、育てるといような形の漁業も展開されているところではございます。

こういった事をこの場で申し上げるのはどうかと思うんですけど、やはり水産業自体が海の上での作業というのを中心に行われているということで、男中心、要するに実際に働くのは男の役割として、海に出て、魚を獲って、それを水揚げしてという形でやっているような関係もございます。そういったようなことで、ほぼ10年以上前は、漁協の理事なり監事なりに女性が就くということはずなかつたというのが現状でございます。今は0.6%という数字が出てございますが、これにつきましても、おそらく農業協同組合等とは違ひまして、むしろどう申しましょうか、漁業協同組合に関する法律で水産業協同組合法というものがあるわけなんですけど、その中で漁協が信用事業を行うにあたって、例えば常勤の理事が要りますというような条件がつく中で、従前から漁協の職員としてずっと勤められている方が、女性でございますが、専務理事として就いて理事になっているというようなケースが、人数の入れ替わりはございますけれども、そういったような現状が0.6%というようなところがございます。

大隈満委員 そういう事情はよく分かるので、私が知りたいのは、平成20年度以前に0.6%がいくつであったかということと、4組織がいくつであったかということ。それから、この事業が終わった時に、その効果としてこの数字が増えるのか、それとも同じなのかどうか、そこだけ教えていただければ。

漁政課 失礼いたしました、20年度以前ですね。以前の数字は、先程も言ったような状況でございますので、似たような数字でございました。

それから、起業化グループの4組織というのは、やはりこの事業を通じまして県が認定する事業ございまして、現在4組織という形で、県が認定を始めたのが平成17年が最初でございますけども、その後、19年、21年、22年と、この事業でいろいろと取り組んでいただいた漁村女性グループが認定されてございます。ということですので、この4組織につきましては、今後増やしていきたい、増えるだろうという認識であります。

大隈満委員 ありがとうございます。多分0.6%はあまり変わっていないと思うし、この事業が終わって、じゃあ3年間の効果としてこれが増えますかどうかとお聞きしても、なかなかはっきりはお答えになれないのが実態だろうと思いますので、そういう状況だけ分かればよろしいんですけども。

やはり何と言いますか、女性が漁業に、あるいはその他の活動も含めて参画していることを示す上で、私が最初に持っておりました問題意識は、指標として協同組合の役員に占める女性の数だけが上がっていたわけです。それが農協との横並びで10、漁協は0.6、森林は0だったと思うんです。それで、そういう指標だけ考えるんじゃなくて、もっと他の指標はないんですかというような話で、近頃大分増やしていただいた。ですから、事情が大変なのはよく分かるんですけども、それなら漁業にふさわしい形でどう女性が進出しているんだということを、やはりもっと的確に分かるようにしていただきたい。

そういう意味で、女性起業化グループの県認定組織数というのは、ある意味でいい指標だと思うんですけども、さらに効果と言いますか、工夫を重ねていただかないと事業の効果がよく見えませんし、次の取組が、じゃあどこを反省してどういうふうに増やしていった、参画を強化していったということが見えてきませんので、是非その辺も工夫をお願いしたい。

事業を拝見して、人づくりというふうにおっしゃっていましたが、こういう中で実力を発揮する女性が出てくれば、あの人を次の役員にしようじゃないかとか、そういう話にも繋がっていくと思いますので、予算は大変だと思うんですけども、厳しい額ですけども、その中でやはり有効活用されて、少しでも人が育つ、それから物が売れるようになって、実際に特産品がこの事業で一つ育つと、旬彩館で売れたということになれば、それを推進したのは誰だということになって、あの女性だということになれば、あの人を是非今度は役員にしようとか具体的な話に繋がりますので、是非効率的に進めていただければと思います。

それから、次期これに変わる事業としてどんなことを考えておられるのか、もし今教え

ていただけることがあればお願いしたいと思います。

田中チカ子会長 いかがですか。

漁政課 今、委員さんからいただきました今後の展開方法につきましては、その言葉を真剣に考えさせていただいて、展開を繋げていきたいと思っております。

それと、次期の事業につきましては、実は今、来年度予算の編成に着手したところでございまして、まだ今この場で具体的なお話をしている状況ではございませんので、その辺はご容赦願えればと思いますので、よろしくお願いします。

それと、この事業を通じた中で、例えば女性のグループが企業組合を設立いたしまして活動しているとか、認定を受けた後、有限会社を設立したとか、国の事業を導入して移動販売車等を漁協で整備いたしまして、それを中心に販売活動の展開を広げているというようなことも今出来上がってございますので、今後ともこういう形で事業が広がって行って、漁村女性の活躍の場というのができればというふうに考えてございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。これは補助事業ではございますけれども、行政としてはどれくらい関わっておられるんですか。2ページの(2)シービジネス販路拡大支援事業で、「県の関係機関が同行し指導、支援」というところがありますけれども、是非、今、大隈委員が指摘してくださったような発展的な活動に繋がるような、ずっと県が指導するということではないけれども、広がっていくような、側面からの刺激というか支えというか、そういうことを是非お願いしたいと思います。補助金を出したらそれでやったださいというのではなくて、やはり関わりが必要だろうと思いますので。

他に皆様からご意見ございますか。郷田委員さん、どうぞ。

郷田和美委員 私は学校の教員なんですけれども、以前、海辺の中学校に勤務していたことがあって、生徒の中に漁師の家庭もたくさんあったんですけれども、お母さん方がいかに水産業を支えているか、漁業を支えているかというふうなことを体験して、お母さん方、女性がよく頑張っておられたということをお聞きしながら、この資料を読ませていただきました。

この施策は、人づくり、ものづくり、販路づくりということで、是非こういうふうなことで新しい商品とかが売れて、水産業を見直してもらって、良い商品が売れたらいいなと思いつつながら、本当にこれに力を入れていただいたらいいなという思いで聞かせていただいたんですけれども、一つだけ、この事業の名前、「漁村」という言葉、対して「山村」という言葉もあるんでしょうけれども、村という字が付くと何かちょっと寂しい感じ、それは偏見かもしれないんですけれども、水産業に属している、漁業に属しているというふうな表現にならないのかなと。漁村、山村というと、先程のところにも愛媛県農山漁村女性ビジ

ョンという言葉もありますけれども、何かちょっと村という言葉が寂しい感じがするので、明るいイメージが持てるような言葉、じゃあ何がいいかというのはないんですけども、あったらいいなというふうに思いました。

田中チカ子会長 ありがとうございます。先程、商品のネーミングについてありましたけれども、事業のネーミングについても、都会的な、街的な発想かもしれませんが、村という文字と響き、これが少し工夫できないかということでございます。

でも、実際にやっておられるのはシービジネスというネーミングにもなっておりますけれども、事業名として工夫ができないかということでございます。また、ご検討ください。
漁政課 分かりました。貴重なご意見ありがとうございました。どうしても私ども水産行政に携わっている者からしますと、今、漁村という言葉が通常国レベルから使っている言葉でございまして、全く関係ないよその方から見られたら、部外者から見られたらそういうイメージを持っておられるというのは、なかなか気づかない面もございまして、また新しい何かがございましたらご意見をいただければと思いますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

田中チカ子会長 ありがとうございます。喜田委員さんどうですか、今聞かれて。

喜田ヒサ子委員 そうですね、漁村でなくて何にする。今すぐ言われてもちょっとピンと来ないんですが。

田中チカ子会長 自分たちは違和感はないですか。

喜田ヒサ子委員 はい、ないです。農山漁村とか言いますね。農林水産といたら、やはり「水」も付けてくれているんだなというような、何か上の大きな文字にちょっと私たちも、今日は農山漁村の集まりですと言われても、農業の人がほとんどで、漁村は一人で、いくらでも喋ってくれと言われてたら、村が付くのにとったりもしています。

田中チカ子会長 だから、関係しておられる方にはそんなに違和感はないけれど、一般から見ると寂しい響きといたしますか、寂れた響きといたしますか、そういうのがあるのでということだと思えます。また課の方で、ご検討の方向でお願いしたいと思えます。

喜田委員さんありがとうございました。大隈委員さん、それでよろしいですか。

大隈満委員 はい、では一言だけ。今の話はあまりヒントはありません。海の女性とか水産女性というのはあまり言わないから、どうかなと思います。どうぞお考えいただきたい。

実は別の会議で、漁業就業者の数が今後減っていくという数字が出ていまして、これは林業の新規就業者が倍に増えるという予測とは実は全然違うので、私も同じ一次産業で意外だなと思ったんですが、そういう見通しのもとに立っていますと、例えば 0.6%という数字が、場合によるとその絶対数が減ったおかげで増える可能性もあるんですよ。それ

は伸びたということにはならないわけなので、今後その点も注意していただいて、数字だけ見ているとそういうことが起きますから、そこだけコメントしておきます。ありがとうございました。

田中チカ子会長 お忙しいところありがとうございました。以上でございます、よろしいでしょうか。

次は3課においでいただきます。お忙しいところありがとうございます。よろしく願いいたします。

事業を選定しました時に、この三つの事業は一緒にお聞きしようということでおいでいただいているわけなんですけれども、新しい公共支援事業、自助・共助防災対策実践促進事業、地域支え合い体制づくり事業、資料5に一覧表になっておりますけれども、これを順にお聞きしていきまして、最後に20分間、質疑の時間をとって進めてまいりたいと思います。ものによっては男女共同参画ということから少し離れるかもしれませんが、新しい事業ということもありまして、皆様の関心も強かったものと思います。

それでは早速ではございますけれども、新しい公共支援事業を県民活動推進課の方からよろしくお願いいたします。

県民活動推進課 県民活動推進課の真鍋でございます。新しい公共支援事業につきましては、国の事業でございます。鳩山内閣の時に、新しい公共という考え方が示されております。当然の事ながら、愛媛県は愛と心のネットワークづくりに取り組み、国よりも早くこういう助け合い、支え合いの事業をしております。私どもとしては、国がそれに近い事業を起こしたというふうに理解をしております。ということで、この事業も取り込みながら、県民の活動を推進していこうというような方針で臨んでおります。

この事業でございますが、実は平成22年の国の補正予算でございます、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の中に位置付けられております。県としても22年度の2月補正予算で基金を計上することになりました。事業自体は23年度、24年度の2年間でございます。国の事業の総額は87億5,000万円。愛媛県には1億3,700万円の交付を受けております。

何をするかということでございますが、7ページをご覧ください。これは基金条例ですが、これは国の考え方を示しておりますけれども、県としても同様の考え方ということで設置をしております。県民、特定非営利活動法人、企業等が共に助け合い支え合う地域社会の実現に向けて、共助の精神にのっとり、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において積極的に公共的な財及びサービスの提案及び提供を行う新しい体制の構築及び活動を支援するために要する経費の財源ということで、新しい公共支援基金とい

うのを設置しております。ここから毎年度予算を立てまして、支出をするということでございます。

もう少し具体的なご説明をさせていただきます。仕組みでございます。2ページの3でございますが、イメージとしては6ページの事業実施イメージと合わせて見ていただけたらと思いますが、県に国から交付金として支出されまして、県は基金を設置します。そして、その基金を用いまして、NPO等と市町との協働事業を行うということでございます。この支援の対象者でございますが、NPO法人だけではございません。国はNPO法人等と言っておりますが、「等」の範囲が非常に広うございまして、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等、いわゆる民間の非営利組織、いわゆる広い意味のボランティア団体も含めた団体でございます。自発的、主体的に新しい公共を担っていきましょうという趣旨に合致する活動を行う組織や団体を支援するというところでございます。

この事業内容につきましては、2ページの5でございますが、これも国がガイドラインを示していますので、ある程度制約がかかっております。事業内容で言いますと、大きく分けて五つございまして、一つは、NPO等の活動基盤整備のための支援事業で、いろいろ活動基盤整備というのがあるわけでございますが、ページを飛ばしていただいて申し訳ないんですが、4ページが愛媛県が行っております新しい公共支援事業の概要という形になるんですけども、例えば のところでございますが、「中間支援活動基盤強化促進事業」となっていますが、協働のためにはコーディネーターが必要ということで、コーディネーターの育成研修、あるいは各種の基盤強化をするための講座の開催、あるいは専門家を派遣する事業です。それから、「中間支援組織化応援事業」といいますのは、南予地域におきましては、NPO法人自体が少ないというようなこともありますので、NPO法人だけに限らず、新しい公共的に住民側から、いわゆる協働で地域の課題に取り組もうという所を支援する組織を作りたいということで、今努力をしているところでございます。

諸々ございますけれども、あと「寄付募集支援事業」というのがございます。「寄付募集支援事業」というのは、NPO法人は、やはり自前の資金が少のうございます。人的、財政、両面が非常に厳しい状況の中でございますが、寄付を集める方法等について講座を開きまして、支援をしていこうというようなことでございます。

あと、「融資利用の円滑化のための支援事業」ですが、融資を受けたいという場合の相談、あるいは専門家の派遣を行う事業でございます。

それと、「つなぎ資金への利子補給事業」というのがございます。これについては、県及び多くの県内市町において、概算払あるいは前金払という制度がありますので、直接はあ

まり必要ないんですが、国の方が原則概算払をしておりません。ということで、国から事業の委託を受けた場合に、NPOは資金を借りないと精算の段階でしかお金が入って来ませんので、借入れをしないといけない。その借入れをする場合に当たって利子を補給しようということでございまして、本末転倒な話でございますが、実は内閣府なので、各省庁に意識改革をしてもらいたいという意図があってこのような事業があります。ということで、国から委託事業を受けている団体については、融資を受けていますので要望がござい

ます。

それからもう一つの大きな柱、でございますが、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」ということで、これはNPO等でございまして、地縁組織であるとか学校とかボランティア団体はすべて含むわけですが、そこ地方公共団体あるいは企業等が地域の課題解決のために協議体あるいは実行委員会、いろんなものを作りまして、地域の課題を解決しようという取組につきまして、モデル事業としてそれに対して支援をするということでございます。一応、県と市町ということでやっておりますけれども、基本的には地域課題の解決を市町が主体的にやるのではなく、住民が主体的にやることについて市町がフォローをするというような形のことをイメージしております。そういうことで地域課題を解決していただきたいというような事業で、これも鋭意取り組んでいるところでございます。

それで、一番最後に運営委員会開催費というのがございます。国の方で透明性、公平性、事業効果の確保という点から、運営委員会を設置することになっております。この運営委員会が、先程申し上げました事業等につきましては、例えば公募をして、その公募のプレゼンテーションを受けてそれを審査するという過程を経まして、いい事業について委託をするということでございます。最終決定は、その審査を受けまして知事が決定するという形になっております。

それで、今年度が6,149万5,000円の予算を組んでおります。24年度は、基本的には1億3,700万円との差という形になるかと思います。事業執行につきましては、「NPO等活動基盤強化支援事業」については、先に7月にプレゼンテーションを行いまして決定をしております。市町のモデル事業につきましては、第一次募集をしまして11市町・19事業出まして、11市町・14事業を選定いたしました。第二次募集を今締め切りまして、今度第二次募集のプレゼンテーションを行う予定でございまして、21事業出ております。というようなことで、事業の執行につきましては概ね執行されるというふうに見ております。以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。新しい概念というか、もう愛媛県では先行し

てやっていたという説明がございましたけれども、皆様の方からのご質問、ご意見は後でお聞きいたします。

続きまして、自助・共助防災対策実践促進事業につきまして、危機管理課からお願いいたします。よろしく申し上げます。

危機管理課 危機管理課の大森です。よろしく申し上げます。

まず、自助・共助防災対策実践促進事業の中味を説明する前に、防災対策の基本的な考え方の変遷を説明させていただいたと思います。

平成7年に阪神淡路大震災が発生して、大きな被害が発生したというのは皆さんご承知のとおりですけれども、この阪神淡路大震災以前には、防災というのは行政がやるべき仕事だと、地域住民は関係ない、むしろ官と民との間に一線があるというようなイメージをお持ちだったのではないかと思うのですけれども、阪神淡路大震災を契機に防災の考え方が大きく変わっております。と言いますのが、阪神淡路大震災で家屋倒壊が非常に多く発生して、死傷者が大量に発生した。その中で助かった方たち、生き埋めになっていた所から脱出された方々の統計を取ってみますと、生き埋めや建物に閉じ込められていた所から救助された方は、その内95%が自力または家族や隣人に助けられた。消防などの公的な機関に助けられたのは、わずか1.7%。

そういうふうな状況の中で、防災の基本というのは自助、まず住民一人ひとりが自分の命は自分で守る。そして次に共助、地域住民が連携して町の安全は守っていく。そして最後に公助、行政が災害に強い地域の基盤整備を進める。自助、共助、公助、この三つをうまく連携を図って地域の防災力を高めていこうというふうな動きに変わってきたということでございます。そして自助、共助、公助の割合は、7対2対1ぐらいが理想ではないかというふうにも言われております。すなわち、自助が一番効果を発揮する。そして次が共助。公助、公の機関が大きな地震等が発生して救助に駆け付けるというのは、当然時間がかかりますので、地域住民の命を守るためには、まず自らが命を守って、その次に近隣の方々同士で助け合う、これが大事だということでございます。

そういうふうな自助、共助、公助の考え方を愛媛県でも取り入れていこうということで、平成18年12月に愛媛県防災対策基本条例というのが制定されました。この中で、自助、共助の活動を推進していこうということで、その意識啓発のために12月21日を「えひめ防災の日」に制定しているんですけれども、これは昭和南海地震が発生した日です。これは平成19年に制定しておりますけれども、制定と合わせまして12月21日の前後1週間、具体的には12月17日から23日なんですけれども、これを「えひめ防災週間」と位置付けて、いろいろな防災の啓発行事を実施しているところでございます。こういうふうな経緯

の中で、この自助・共助防災対策実践促進事業を展開しているというのを認識していただきたらと思います。

具体的にこの事業の説明に入っていきますけれども、1ページをご覧ください。この事業は大きく分けて五つの事業に分類されております。その中で予算を計上しておりますのが、防災意識啓発講演会とえひめ防災インストラクター養成講習会。それ以外のものにつきましては、一応ゼロ予算ということで、予算措置は講じずに、既定予算の中で事業を展開しているということでございます。

個々の事業を具体的に説明させていただきます。2ページをご覧くださいというんですけれども、防災意識啓発講演会です。これは、先程申し上げました自助という考え方を県民に広く周知して、意識啓発をして、一人ひとりにご認識いただくということです。自衛隊のOBが危機管理監としてうちの課に属しているわけですけれども、基本的に自衛隊のOBということで、災害救助とか危機管理、こういったものを現場で十分経験を重ねた方でございます。その知識、経験を踏まえて一般県民に対して防災意識の講演をすることで、基本的には各市町から要請を受けまして、出前講座のような形でどこへでも出て行く。それが例えば日曜日であっても夜間であっても、要請があればそこへ出て行って講演をする、というような事業でございます。そのための旅費をここで計上させていただいておりまして、開催実績ですけれども、その下に書いてありますように、平成22年度は8箇所で開催しております。そして平成23年度は、10月現在で11箇所で開催しております。開催場所等を見ていただいたらお分かりのとおり、例えば高齢者大学とかNHK文化センターの無料講座というような形で、広く一般公募をしているような場所でも講演を実施しております。他に具体的には、例えば松山市の防災士の研修会に来て話をしてほしいとか、あるいは公民館の主事とか公民館職員が研修する際に講演をお願いしますとか、いろいろなパターンがございます。一地域、例えば自主防災組織の研修会をやるのでそこで話をしてほしい、というような要望がございまして、そういった事にも応えることにしております。もし皆様方の方で何かそういうふうなご希望等がございましたら、遠慮なく当課へ申し出ていただければ、時間の調整がございましたら、積極的に出て行って啓発させていただきたいというふうに思っておりますので、是非ご利用いただきたらと思います。

二つ目が減災キャンペーンについて、3ページをご覧くださいというんです。先程申し上げました「えひめ防災週間」、12月17日から23日ですけれども、この間に一般県民に対して防災意識の啓発をやるということで、県としましては、東予・南予・中予の3箇所で減災キャンペーンを実施する予算を計上させていただいております。ここに書いて

いる以外にも、例えば県庁、地方局のロビーでパネル展を実施したり、あるいはこの期間にいろんな訓練を実施したり、防災パトロールを実施したり、木造住宅の耐震診断の説明会を開催したりというようなことで、ここには書いていないようないろんなイベントも実施して、地域住民に対する意識啓発というのを積極的に展開しているところでございます。予算計上しております事業の中での意識啓発の仕方ということですが、防災の日というのがまだまだ皆さんに周知ができていないということで、12月21日は昭和南海地震が発生した日ですよ。ですから、愛媛県はこの日を防災の日に定めて防災意識啓発をやっていますよ、ということを紹介すること。それと、愛媛県の防災対策基本条例で自助、共助の取組を定めておりますので、これの更なる周知。それと防災意識、どれくらい皆さんは防災意識を持っておられますかというようなアンケート調査なども実施しております。そこで啓発用のチラシの配布、あるいは地震体験車によります体験コーナーも設置したり、警察とタイアップして警察の車両を展示して説明していただいたり、自衛隊にも来ていただいて、自衛隊の車両で災害救助をこういうふうな形でやっておりますというようなパネル展示とか、そういうふうな形で県民の皆さん、老若男女問わず、子どもさんたちにも興味を持ってもらえるように。特に女性に対しまして、開催場所をフジ、イオンモールというふうないわゆる百貨店とかスーパーとか、そういうふうな所を使ったり。宇和島きさいや広場、道の駅ですのでいろんな方々が入り出る、そういうふうな所でこのキャンペーンを実施する、というような形で周知に努めているところでございます。

三つ目、えひめ防災インストラクターの養成講習会を開催しております。平成22年度から養成講習会を開催しているんですけども、このえひめ防災インストラクターの制度そのものにつきましては、平成20年度から実際には動かしております。それが下のところに書いてありますけれども、これはゼロ予算の方で運営しているということです。これはどういう事かと言いますと、えひめ防災インストラクターというのは、一定の知識とか経験、あるいは防災に関する技術、こういったものを身に付けている方をえひめ防災インストラクターに認定いたしまして、地域で自主防災組織を作っていただいておりますので、その自主防災組織の活性化に努めていただこう、お手伝いをしていただこうということで、現在インストラクターを認定しております。その認定者が現在35名いらっしゃいます、そのうち女性が4名です。実は平成20年度からこの制度をスタートしたんですけども、なかなか登録していただく方がいらっしゃらなかったということで、平成22年度から養成講習会を開催し始めました。具体的には、平成19年度から21年度の間に自主防災組織リーダー育成研修会というのを実施したんですが、その中で、ある程度知識あるいは技術を身につけた修了者、1,327名いるわけですけども、そういった方、あるいは、これは民間

団体の資格なんですけど、NPO法人日本防災士機構が認証します防災士、あと消防職員のOB、具体的には消防司令補以上になっておられた方、こういった方々を対象に、インストラクターの養成講習会でもう一度勉強し直していただいて、この講習会をきっかけに、地域でもう一度活躍していただけませんかという願いをいたしまして、手を挙げていただいた方を登録して、地域自主防災組織の活性化のお手伝いをいただくという形をとっております。この講習会を平成22年度から実施し、23名の方が手を挙げていただいております。現在35名まで増えているというようなことでございます。

最後、えひめ防災ニュースレターでございます。これは県がニュースレターという形で、自主防災組織活動に関する基礎知識、あるいは具体的な先行事例となるような活動事例、あるいは自主防災組織関係者から困った事、「こういうふうな事についてはどういうふうに対応したらいいのだろうか」というような問い合わせがあったものに対する質疑応答みたいなもの、あるいは防災対策の新しい取組、アイデア、あるいは行事の案内、こういったものを年5回程度メールマガジンとして配信しております。県から市町へ、そして市町からはそれぞれの自主防災組織へ、データ提供とか、あるいはペーパーで打ち出したものを回覧というような形で情報提供させていただいております。基本的に自主防災組織というのは町内会がベースになっている事が多いんですけども、そういうような形で、皆さんのところにも身近にもしかしたらこういうニュースレターが回っているかもしれません。そういうようなものを見ていただいて、防災意識を向上していただいて、自らも、例えば家屋の耐震化、あるいは家具の転倒防止、こういうふうなものに取り組んでいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。大変詳しくご説明いただきました。

そうしましたら、三つ目の最後でございますが、地域支え合い体制づくり事業につきまして、長寿介護課からご説明をお願いいたします。

長寿介護課 長寿介護課の吉川と申します。本日は課長の藤岡が出席を予定しておりましたけれども、急な事情で出席ができなくなりましたので、代理で私が出席をさせていただいております。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日のヒアリングの対象になっております地域支え合い体制づくり事業につきましては、国からの交付金を県設置の基金に積立てをいたしております。それを財源に実施をしております平成23年度限り、今年度限りの事業でございます。厚生労働省の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領というものに基づきまして、多種多様な取組が可能な事業でございます。それでは、詳細につきましては、担当をしております係長の石山からご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長寿介護課 石山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この事業の実施に至るまでの経過等について申し上げまして、その後で事業そのものについてのご説明をしたいと思います。

まず、皆さんご承知のとおり、行政による福祉施策がほとんどないような時代には、社会的弱者に対しては地域社会が見守り、生活を支えてまいったわけでございますが、すなわち住民同士での支え合い、住民が構成する組織による支え合いというものが行われてきたわけなんですけれども、行政によって福祉施策がいろいろと行われるようになりまして、従来から行われておりましたこれらの支え合い、濃淡はありますものの引き続いてきたわけなんです、またそれは必要なものでもあったわけです。

ところで、老人福祉法によりまして、地方自治体では老人福祉に関する計画を定めることになっておりまして、現在の愛媛県においてこれに当たりますものは、平成 21 年 3 月に策定をしました第 4 期の高齢者保健福祉計画ということになるわけなんです、この中にも支え合いについて記載しておりまして、例えば、高齢者の見守りについて家族、近隣住民、ボランティア、民間事業者、公的主体など、多様な主体によって重層的に行う必要があるとか、あるいは基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応はいたしますけれども、それが原則なんですけれども、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上では地域における支え合いを強化する必要があるというふうに、行政以外の手によって高齢者を支えることの必要についても言及をしているところでございます。これについては、ずっと遡りましても、同じような計画の中に、形は変わりますけれどもいろいろこういう表現がなされているところであります。

しかしながら、単身の高齢者、あるいは高齢者のみの世帯というのが増加してきまして、また親族間、地域社会等との交流が希薄になるという、いわゆる無縁社会というような言葉が最近出ておりますが、そういったものが広がりつつありまして、社会的弱者が地域で生活し続けるのが難しいような状況が身近に増えてまいっております。その典型的なものが、昨年夏に発覚いたしました家族同居の高齢者が白骨で発見されると、そういった事件を始めとする一連の高齢者行方不明の問題というのがございます。その多くは住民基本台帳と実際の住所との乖離の問題が報道されたものでありまして、その限りにおいては、必ずしも高齢者等の社会的弱者特有の問題とは言えないわけなんですけれども、親族間、地域社会等との交流が希薄になる無縁社会が広がっているという状況と無関係とは言い切れないものがございます。

この事業は、資料 4 のページ 1 にありますように、昨年 10 月 8 日に閣議決定されました「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、介護等高齢者の生活の安心

の確保への取組として、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを行うこととされたものでありますけれども、昨年の10月29日の官庁速報によりますと、この地域支え合い体制づくり事業に関しまして、高齢者の所在不明問題を受けた社会的弱者対策として、官民協力により地域住民が支え合う体制強化に乗り出すとの記述がありまして、所在不明問題は当事業創設の動機の一つと言えようかと思えます。

国の平成22年度補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、これは、各都道府県に介護事業所関係のハード整備事業の財源として既に設置してあった基金なんですけれども、この基金に地域支え合い体制づくり事業分として積み増しをするために、全国で200億円、本県分が4億円ということで補正予算に組み込まれたわけなんです。各都道府県の割振は要望を聞いて行ったということではなくて、厚生労働省において各都道府県の高齢者人口を踏まえて配分をしたということでございます。それに応じまして、本県でも昨年の2月議会におきまして、資料6ページにありますように、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置目的に地域支え合い体制づくり事業を加える条例改正を行いまして、同基金に4億円を含む積み増しの予算を作成しまして、年度内に積み増しを行ったところでございます。

資料の2ページの「(2)財源」というところにありますとおり、この事業は同基金の財源として執行するものでありまして、その目的はと言いますと、「(1)目的」のところにありますとおり、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げを行う市町の経費をモデル的に補助し、地域支え合い体制づくりを推進することを目的としたものでございます。この文面は、厚生労働省の介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領のとおりでありますけれども、同省の見解によりますと、新しい公共といえますのは、この事業の手段の一つでありまして必須条件ではないということでございます。社会的弱者を日常的に支え合う活動の体制づくりの推進を図るために、自治体が直営事業を実施することも可能、その事業内容につきましては、地域の実状に応じて自由に柔軟に考えて良いというようなことでございます。

実施主体につきましては、「(3)実施主体」にありますとおり市町が実施主体になっております。ただ、委託、補助によって実施することも可能になっております。例えば、住民組織に委託をする、あるいは商工会に補助をするといったような形でも構わないということになっております。

資料5ページに事業実施についての流れ図がございます。横倒しの図になっております

けれども、上の方に図示してあります。国の要領によりますと、ご覧のとおり都道府県が実施主体となることも可能ではあるんですけれども、本県では実施をしておりません。市町を実施主体にしております。この図でいきますと一番右側、ページの向きで言いますと一番上にありますが、一番右のその矢印の部分が本県では実施していない、都道府県から事業者等への直接の矢印の部分を実施していないということになっております。県事業を実施していない理由につきましては、地域支え合い体制づくりのために必要とするものが、地域によっていろいろと異なっていると考えられておりました、あえて県事業を行うということは県下一律になってしまいますので、地域によっては整備済みの事業をやらなければならない、実質的にこの事業の恩恵を得られないことになる、あるいは実態にそぐわない事業を強いられることになったりするというような恐れもあります。せっかく自由に柔軟に多種多様な取組が可能とされております事業でございますから、限られた財源をできるだけ無駄なく有効に使うためには、4億円全てを地域の実態をよく把握した市町が、自由に発想して柔軟に立案した事業のために執行するべきと考えております。県の事業あるいは県の事務経費のために、市町が執行する金額が目減りするようなことがあってはならない、そういう判断で市町を実施主体にしております。

具体的な事業の内容としまして大きく3種類に分かれております。2ページの(4)のアにございます「地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業」から、3ページになりますが、イの「地域活動の拠点整備事業」、同じくウの「人材育成事業」でございます。

地域支え合い活動の立ち上げ支援事業は、その中の にございますような高齢者や障害者等への支援を目的とする取組等の先駆的・パイロット的な事業の立ち上げの支援、 にございます要援護高齢者に関する情報の共有のための要援護者台帳ですとか、あるいはそれを地図に落とししました要援護者マップの整備、それから にありますように、認知症高齢者等の徘徊に対応するためのネットワーク、徘徊・見守りSOSネットワークなどという言い方をいたしますけれども、そのネットワークの構築などといいました地域支え合い体制の構築に資する取組への支援を指します。最後に、その他というのがございますように、これらは例示でありまして、自由に柔軟に考えて良いということでございます。

地域活動の拠点整備事業につきましては、例えば の地域包括支援センター、これは介護保険の絡みのセンターでありますけれども、そのサブセンターまたはランチセンター、これは支店とかあるいは出張所のような感じのものだろうと思っていただけたらと思いますが、そのような地域支え合い活動の拠点となる組織や施設の整備といったようなことに使えるものになっております。

人材育成事業については、日常的に支え合い活動を行うためのいろいろな人材の育成と

ということになりますけれども、それぞれご覧のとおりメニューが限定されておりません、最後にその他というのが付いておりまして、事業目的に沿ってさえありましたら、地域の実状に応じて多種多様な取組が可能になっております。市町の創意工夫によりまして、柔軟な考えを活かせるということになっております。

ただし、条件がありまして、他の国庫補助制度を利用していない、国庫補助の二重取りはできないという当たり前のことですが、それと個人に対する金銭給付は行わない、それから個人の資産形成を行わないといったような条件がございます。それと23年度限りということで、事業内容を十分検討する時間がちょっと少ないかな、あるいは拠点整備事業の補助上限額が原則100万円ということで、ちょっと小額で思い切ったことができないかなというような難点があるのもまた事実ではございます。

この事業で言います日常的な支え合い活動と言いますのは、例示的にメニューで載っておりますところでも高齢者や障害者等といったような言葉がありますように、高齢者、障害者等を支えることを対象にするものでありますけれども、等には子どもなど、いわゆる社会的弱者を含むという厚生労働省の見解でございますから、行政の所管部局で言いますと非常に広範囲にわたります。県におきましては長寿介護課だけではなく、保健福祉課、子育て支援課、障害福祉課、危機管理課、生涯学習課等にもお声掛けをいたしまして協力を得ているところでありまして、市町に対しましては、高齢者福祉所管課、障害福祉所管課、児童福祉所管課、地域づくり所管課、NPO・ボランティア関連の所管課、防災・危機管理の所管課、経済労働関係の所管課、公民館・学校教育等の所管課にも通知をいたしまして周知を図っているところでございます。

また、市町におきましても十分な情報収集、事業の検討ができますように、申請期限は特に設けておりません。随時に受付をしているところであります。

4ページに内示、交付決定等の状況を書いておりますけれども、この数字は11月8日現在のところと言いますと、交付決定が18件になっておりまして1,600万3,000円、内示が170件内示をしておりまして1億6,701万8,000円、その他、現在協議中のものが161件ございまして1億973万円相当でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。田中チカ子会長 ありがとうございます。以上、三つの事業につきまして連続してご説明をいただきましたけれども、まず個々の事業についてのご質問はありますか。ここをもう少し聞きたいとか。よろしいですか。

そうしましたら、皆様の方から、この3事業を対象にしてご意見、ご質問等をお願いいたします。はい、郷田委員さんどうぞ。

郷田和美委員 失礼します。自助・共助防災対策実践促進事業についての質問なんですが、

いろいろと阪神大震災以後取り組まれているということなのですが、今年の3月に東日本大震災が起こった後、県民、住民の防災に対する意識も大きく変わって、危機意識なんかも高まってきたと思います。津波に対する事とか、特に愛媛県は伊方に原子力発電所もあるというふうなことで住民の意識も変わってきていると思うんですが、その事業の実施の中で3月以降特に変えたところ、力を入れたところがどこなのかということをお教えいただいたらと思います。

田中チカ子会長 特に修正点というのがあるかということですよ。

郷田和美委員 はい、そうです。同じ事業をしても、その中味の重点の置き方というか、そういうところがきっとあるんだろうと思うんですけども、特にどういう事に力を入れたのかということで教えていただいたらと思います。

田中チカ子会長 大森課長さん、いかがですか。

危機管理課 皆さんご承知のとおり、東日本大震災では約2万人もの死者・行方不明者が出たということで、非常に大きな衝撃が日本中に走ったわけです。今回お話しした私どもの事業に関してだけのことで説明させていただきますと、特に防災意識啓発講演会、危機管理監が出前出張して講義をしていくわけですが、この講義の内容の中に、東日本大震災を踏まえて地域住民が常日頃から備えておかないといけないこと、心構えとか、そういうふうなことは当然話の中に盛り込んでいっております。それと、県の取組についても、合わせてそこで説明させていただいているというようなことでございます。減災キャンペーンにおきましても、パネル展示、あるいは警察、自衛隊の協力をいただいてこの減災キャンペーンをやっていっているわけなんですけれども、この中でも、東日本大震災の被災状況のパネルあるいは救援活動のパネルの展示、こういうふうなものと併せまして、実際に救援に行っていた自衛隊の方、警察の方等のお話もその場で聞けるというような形にはなっております。当然それだけではなくて、津波対策をこれからやらないといけないんですけども、この津波対策は今現在、別の事業で津波対策検討会というような形で、課題とか今後の対応策を検討しているところです。それらがきちんとまとまりましたら、またこういう事業の中にも盛り込んで展開していきたいというふうに思っております。

また、それだけではなくて、津波に隠れてしまっておりますが、地震そのものへの備えというのも、愛媛では特に大事になってこようかと思っております。そういった中で、皆様方ご自身で県民一人ひとりができる事、先程も言いましたけれども、家屋の耐震化、あるいは家具の転倒防止、こういうふうな事への取組につきましても、併せてお願いしているところでございます。

田中チカ子会長 郷田委員さん、どうですか。さっき原発の話が出ましたけれども、緊急避難地域というのはいくらも広がりましたね。そのことについてはどうですか。

危機管理課 原子力発電所の災害につきましては、実は6月以降、原子力安全対策課という新しい課が新設されまして、そちらの方で事業を実施しております。

原子力安全対策課の方で、原子力災害対策に関して新しい事業を起こしまして、その対応策等につきまして、避難地域、E P Zという言葉が皆さんよく耳にされていると思うんですけども、国の方がその見直しをしているところですけども、それを含めて県としてもどう対応していくか、関係市町が集まった中でいろいろと協議をして、来年の2月には関係市町と一緒に避難訓練なども実施していくというような形で取り組んでいるということなんですけれども、詳細はそちらの方でという形になるので、私の方からお知らせできることは現時点ではそれぐらいです。

田中チカ子会長 分かりました。新しい問題に関しては、また新しい組織ができてということですけども、この前選定する時には、連携がどうにかならないものかという視点がかかり論点として挙がってきたわけですけども、その点についていかがですか、向江委員さん。

向江隆文委員 質問のようなものですけども、新しい公共支援事業をいろいろ説明していただいたんですが、ちょっとイメージがつかみ難いんです。

まず、根底としてモデル事業とかNPO活動を支援しているということですけども、どのような団体に、どのような事で選んでやっているのかということのを教えていただきたいのと、ついでなら男女共同参画の立場から見て何か課題はないのかということ、それに対して何かやっていることはあるのかということまで、あれば教えていただければと思います。

田中チカ子会長 はい、よろしく願いいたします。

県民活動推進課 ただ今のご質問ですけども、NPO等活動基盤強化支援事業につきましては、いわゆる支援の対象となるのは、個々のNPO法人であったり、ボランティア団体であったり、地縁組織であったりするわけですが、それらの方々のニーズを捉えて、そのニーズに対応し、尚且つ新しい公共の担い手になってもらうというようなことからいきますと、やはり中間支援組織の機能をもったところがいいだろうということで、事業ができるところを対象に応募、公募をかけました。

それで、2団体から応募がありまして、そのプレゼンテーションをした結果、県の社会福祉協議会が最高点を取りまして、そこに委託をしているわけでございます。その内容につきましては、先程申し上げたような国のガイドラインに沿う内容にはなりますが、各N

PO等の自立的な活動が支援できるような講座であり、専門家派遣であり、というような内容になっております。

それからもう一つにつきましては、新しい公共のモデル事業の方でございますけれども、特に市町の話について言いますと、これは一応条件がありまして、5者以上が連携しないといけないということになっていきますので、市町が入りまして、例えばNPO法人、例えば町内会、例えば公民館、例えば任意の老人会であるとか、そういういろんな団体が集まっていたら、それで地域の課題、何をやるか、何をやるにあたっては誰がどういうふうにするかというようなことを決めていって、要するにこれは2年間の事業でございますので、そこでやってそれで終わったのでは意味がないので、25年度以降も継続してやっていけるような体制づくりをしてもらう、そういう体制づくりをやってくださいということをお願いしまして公募をし、プレゼンテーションをいたしました。

それで14事業を選択したわけですが、男女共同参画関係でいきますと、その採用された中の一つで新居浜市が事業として出してきたものに、「配偶者暴力相談支援センター設置に向けての支援体制充実事業」というのがございます。これはNPO法人、あるいは国際ソロプチミスト新居浜、あるいは警察、県では子育て支援課も入っているんですけども、DV被害者からの相談や保護、自立のためのセンターを設置しようと、今、新居浜は未設置なんですけども設置をしようとしております。その中で、設立に向けてどのような体制を作っていくといいのか、どのような支援体制を図っていくといいのか、そういうふうなことで、分析調査であるとか、勉強会開催であるとか、相談員のレベルアップの講座であるとか、そういうことをする内容になっております。

それから、子育て関係のものもありまして、これは今治市ですけども、母子手帳が全国大体同じようなものになっているんですけども、いわゆるママさんたちが使いやすい、あるいは必要としているニーズを盛り込んだものにならないかというようなことで、新母子手帳を作ろうというようなことで、ニーズ調査や検証、モデル案作成というような事業が入っております。このようなところでよろしいでしょうか。

田中チカ子会長 はい、ありがとうございました。向江委員さん、それぐらいで少しイメージがつかめたでしょうか。

向江隆文委員 はい、ありがとうございます。一点だけ、配偶者暴力相談支援センターとか母子手帳とか、普通行政がやって当たり前なことだと思うんですけども、新しい公共というのはどういう意味なのか、ちょっと教えてください。

県民活動推進課 新しい公共の定義というお話でしようけれども、戦後、戦前も含めて今まで行政がやってきているわけです。ところが、江戸時代、明治時代も多少入るんでしょ

うけれども、昔はいわゆる共同体というものがあって、そこでいろんな事を決めていたというようなことがございます。

現在、そういうもの、いわゆる地域地縁社会というのが都会ではもう崩壊をしております。愛媛県においても、過疎問題を含め非常に危うい状況になっております。都市部においては、新しい都市人口の流入によって、自治会自体のいわゆる活性化というか、そういうものが無く、停滞をしているという現状がございます。

その中で、行政だけではもうできないというようなことが多くなっております。地域の課題は地域で解決するというようなことで、いわゆる官だけでは実施できない領域、あるいはいろいろなニーズに対応をしていくには、一番詳しいところが手を挙げて実施をしていかなければならないということがございます。そのために、そういう人々が連携をしてやっていこうということが、大きく言えば新しい公共だろうというふうに思っております。行政としては、今の行政財政状況の厳しい中、何ができるかということになると、民でできるところは民で、民・官両方でやる分野、あるいは官だけでやる分野、そういうふうに役割分担するのだろうと思っております。

ということで、いわゆる地域課題の解決をする仕組み、あるいは活動、こういうものについては協働で、あるいは民間等でやっていくと、それに対して行政は支援をしていくと、そういう形のものが私は新しい公共というふうに理解をしております。

田中チカ子会長 はい、ありがとうございました。向江委員さん、よろしいでしょうか。

選定する時にも話題になりましたけれども、今日ご説明いただきました中で、既にいろいろな課が連携してとか協働してというのが出てまいります、文字の上でも。その事がとても私達は気になるんですが、今ご説明がございましたけれども、ある意味で、もう官だけでは、県民といいますか住民といいますか、そのニーズに応えることができなくなっているという現実もあるように思います。そのことを踏まえて、県におかれましても、皆さんがおっしゃりたい事かなとは思いますが、事業を効果的に展開していくためには、確かにある課が中心になって進めるということは大切ですけれども、その他の課が全然関係しないと、いつまで経っても県民のニーズに沿った事業展開は難しいのかなと。だんだん乖離していくと言いますか。そういうことを避けるというよりは、むしろ積極的に県民のニーズに応えていく県政というか、行政の有り方を考えていただく時に、課単独ではできないかもしれませんが、県全体として、課の壁を取り払った話合いでありますとか声掛けでありますとか、先程も声を掛けたとありましたが、そういうところから動きが広がって欲しい、それが連携ということに繋がっていけばいいのではないかなと思っておりますけれども、宮崎副会長、一言。

宮崎幹朗副会長 今、会長がほとんど言ってしまったので聞きたいこともないんですけど、結局、費用がどういうふうに出るかということによって、ターゲットがある程度絞られてくる部分はあると思いますから、三つの事業とも要するに地域の支え合いというのが中心になってくる、いわゆる共助、ここをどう作っていくかというための事業だというふうに捉えれば、そこに共通項はあるんですけども、主としてターゲットにする部分というのがやはりそれぞれありますから、そこが所管の担当課はここだということになっているわけで、先程、長寿介護課がおっしゃったように、いろんな所に声掛けして事業の応募を持って行ったというようなことは、今後ずっと必要になってくるだろうと思います。

だからそういう意味で、行政間だけ、市町との関係も含めて情報をやはり常に公開して共有していくというか、そういうことが必要になってくるだろうと思います。基本的にこの事業で交付金をもらえれば、こちらは使えないという事にはなってくると思いますから、二重にもらうということはないとは思いますが、使い分けをやはりきちんと、とりあえず応募する時に新しい公共でも出してみ、支え合いでも出してみというような事も可能ではあるわけですね。それが審査の段階でどこかで調整して一本化していくようなことも、この年だけのものもありますから、将来的にあるかもしれないんですけども、そういう事を避けることができるように、やはり横の連携とか情報の共有は進めていただけたらなというふうには思います。

一応、この事業が男女共同参画に少しでも結びついていって、地域の男性、女性を問わずに、いろんな人が支え合いの事業、まちづくりとか、そういうことに関わっていけるような仕組みができていければというふうには思っておりますけども、それは希望ですね。田中チカ子会長 お願いも含めて話して下さったと思います。ありがとうございます。3課の方々には長時間ありがとうございました。

最後になりましたけれども、資料の6、障害者就労促進事業につきまして、労政雇用課の方からご説明をお願いいたします。

労政雇用課 労政雇用課です。よろしく願いいたします。

それでは資料に基づきまして、障害者就労促進事業の関係についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料6の1ページをお願いいたします。平成23年度の障害者就労促進事業の概要ということでございますけれども、この事業の23年度の予算規模といたしましては、当初予算で1億2,820万9,000円の総事業費で事業を実施しているところでございます。始めに、県立高等技術専門校の施設内で実施しております事業の方からご説明をさせていただきたいと思います。

1 番目でございますけれども、「知的障害者職業能力開発事業」ということでございまして、これは松山高等技術専門校で実施をいたしてございまして、訓練の対象者といたしましては、知的障害者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者ということになってございまして、訓練の科目でございますけれども、販売実務科ということで、その内容といたしましては、スーパーマーケット等の後方支援業務、具体的には商品のパッキングでありますとか商品の補充、商品の陳列等、あるいはパソコン操作に関する訓練等を実施してございまして、定員は 20 名ということで、期間が 6 か月、この 6 か月訓練を 2 回、10 名ずつで行うということで、合計 20 名定員を確保しているところでございます。

それから、2 番目でございますけれども、「発達障害者職業能力開発事業」ということで、これも同じく松山高等技術専門校で実施をしております、訓練の対象者といたしましては、発達障害者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者ということになってございまして、訓練の科目といたしましては OA 実務科がございまして、内容につきましては、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得に重点を置くほか、実務で必要となるワードとかエクセル、あるいは簿記等のビジネスアプリケーションがございまして、こうしたソフトの基本・応用操作に関する訓練などを実施しているところでございます。定員は 10 名で、訓練期間は 1 年間ということになっております。

それから 3 番目、「精神障害者特別委託訓練」でございまして、これは、特別委託訓練という委託訓練になってございまして、実施校といたしましては、これも同じく松山高等技術専門校で実施をしております、訓練の対象者につきましては、精神障害者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者ということになってございまして、訓練科目は総合実務科がございまして、その内容といたしましては、基礎的労働能力や労働習慣等の訓練を行う導入訓練コースを経由した後に、個々の適性を勘案して二つのコースに割り振りまして訓練を実施してございまして、そのうちの 하나가、食品加工・厨房サービスコースということで、食品関係の衛生管理ですとか調理の実践、配膳、それから食材の発注ですとか在庫管理等について訓練を実施してございまして、それからもう一つのコースが、販売実務コースということで、売上管理ですとか賃金の計算、事務管理、パソコン技術等について習得していただくようなことで訓練を実施してございまして、定員は 10 名ということで、訓練期間は 1 年間になってございまして、訓練委託先といたしましては、社団法人愛媛県精神障害者福祉会、社団法人「ひめかれん」さんに委託をしております、実施場所といたしましては、松山市の南高井町の方にジョブサポートえひめという施設を設けてございまして、こちらの方で実施をしていただいております。

2 ページに移らせていただきます。4 番目、これは委託訓練でございますけれども、「障

害者の態様に応じた委託訓練事業」ということで、二つのメニューを用意させていただいております。これは、国からの委託を受けまして、県立高等技術専門校がNPO法人ですとか企業等に委託をして実施しているものがございます。訓練の対象者といたしましては、障害者で、公共職業安定所長の受講斡旋を受けた者となっております。訓練内容につきましては、2番目の表にございますように二つ。一つは知識・技能習得科、もう一つは実践能力習得科ということで、まず知識・技能習得科につきましては、対象者につきましては両方とも一緒なんですけれども、身体、知的、精神障害者の3障害者を対象にさせていただいております。知識・技能習得科の訓練内容につきましては、パソコンを用いた文書作成、それから表計算実務あたりを学習いただくようなことになっておりまして、東予10名、中予30名、南予10名の定員になっておりまして、合計いたしまして定員が50名ということで、10名定員で5回コースを設けているということになっております。訓練期間は3か月でございます。実施の仕方といたしましては、各専門校の方から企業ですとか社会福祉法人、NPO法人等に委託をして実施しているところでございます。それから、実践能力習得科でございますけれども、対象者は同じでございますが、訓練の内容といたしましては、店舗販売ですとかビルの清掃、食品製造等、企業等での業務に関する実習を中心とした実践的な訓練を行うということになっておりまして、定員は80名ということでございますけれども、これは1名からでもマッチングすれば可能ということで実施をいたしております。それから、訓練期間につきましても、標準は3か月ということでございますけれども、これはそれぞれの状況に応じまして1か月とか2か月でも可ということで、柔軟な対応ができる仕組みになっております。やり方といたしましても同じで、各専門校の方から、企業、社会福祉法人、あるいはNPO法人等に委託をして実施をしているところでございます。

それから、5番目以下ですけれども、ここからにつきましては支援体制に移るといふふうにお考えいただいたらと思います。

まず、5番目の「障害者就労支援事業」でございますけれども、これは障害者の就労支援体制を強化するために、障害者委託訓練等の受入企業の開拓ですとか、あるいは就職後のアフターフォロー等を行うための求人開拓員という方を、東・中・南予に各1名ずつ配置しているところでございます。それから、ここに記載はしていないんですけれども、委託訓練の調整事務関係等を行うコーディネーター、これは3ページにあるので、図式と合わせてご覧いただくと分かりやすいんですけれども、コーディネーターを東・中・南予に各1名ずつの3名、それから訓練受託の助言ですとか訓練中のサポートを行うトレーナー、これにつきましては東予地区2校に各1名ずつの2名を配置しておりまして、各専門校単

位でいきますと、各専門校2名体制で就労の支援に当たるということで実施させていただいているところでございます。

それから、6番目でございますけれども、「障害者職業訓練ノウハウ普及事業」ということで、これは障害者の職業訓練プランナーという職を、松山高等技術専門校に23年度でございますけれども1名配置をいたしまして、OA実務科の継続支援ですとか、各専門校での障害者職業訓練のあり方とかにつきまして検討をいただいているところでございます。

それから7番目、最後になりますけれども、「障害者訓練受講生等就労支援事業」ということでございまして、これにつきましては、23年度からでございますけれども、障害者訓練就労支援員という職種を松山高等技術専門校に1名配置しておりまして、この方は臨床心理士の資格をお持ちの方なんですけれども、施設内訓練ですとか委託訓練の受講生に対しまして、カウンセリングなどの専門的な知識あるいは手法を活かした、よりきめ細やかな生活相談ですとか就労支援とかを実施しているところでございます。

次に3ページでございますけれども、これにつきましては、先程の5番、6番、7番目のところを図示させていただいたものでございますけれども、上の方から吹き出しが三つございまして、東・中・南予をそれぞれ記載しておりますけれども、東の方から見てまいりますと、東予地域、新居浜校と今治校の2校、県立の高等技術専門校がございまして、ここにつきましては、一番下に書いてありますように、知識・技能習得科は3障害で10名、実践能力習得科は3障害で30名程度想定をしておりますけれども、配置状況といたしましては、障害者職業訓練コーディネーターを1名、新居浜校に配置しております。それから障害者職業訓練トレーナー、2名でございますけれども、新居浜校と今治校に各1名配置をしております。それから求人開拓員ということで、1名を今治校に配置をしているところでございます。

その左、中予地域、松山校に移りますけれども、そこに記載がございまして、販売実務20名、OA実務10名、総合実務10名、知識・技能習得科、3障害30名、実践能力習得科、同じく3障害15名程度を想定しておりますけれども、こちらにつきましては障害者職業訓練コーディネーターを1名、それから求人開拓員を1名配置しているところでございます。

左の下段の方になりますけれども、南予地域では宇和島校がございまして、こちらでは知識・技能習得科、やはり3障害で10名、実践能力習得科、3障害35名程度を予定しておりますが、こちらにつきましては障害者職業訓練コーディネーターを1名、それから求人開拓員を1名配置しているところでございます。

右側の四角囲みの方に移らせていただきますと、これは今年度からの配置になっており

ますけれども、松山校に障害者訓練就労支援員を1名ということで、実際置いている所は松山校でございますが、業務範囲につきましては県下全域をフォローするような形になっておりまして、こちらについては現在、臨床心理士の資格をお持ちですけれども、こうした有資格者を配置させていただきまして、カウンセリングによる訓練生の問題解決支援ですとか、カウンセリングに基づく訓練生の就労支援、障害者訓練スタッフのサポートなどに従事されているということでございます。

それから、一番下になりますけれども、障害者職業訓練プランナー1名ということで、これは松山校に配置しております。モデル期間中の問題点等、モデル期間中というのはちょっと分かり難いかと思いますが、先ほど1ページでご説明させていただきました発達障害者の訓練につきましては、22年度まで国のモデル事業ということで、国の10分の10事業で実施しておりまして、それが23年度から県の一般財源をつぎ込んだ形で引き続き実施しているということで、事業形態が少し変わっております。そういうことで、こちらにつきましては、モデル期間中、22年度までに実施しました2番目の発達障害者につきましては、モデル期間中の問題点の検証ですとか、カリキュラムの改善等に関する提言、あるいは企業の障害者雇用に関する理解促進を主目的とした職業訓練見学会の開催、あるいは障害者訓練ニーズの分析ですとか、各専門校における集合型職業訓練のあり方の検討といったことについて、今年度から実施しているところでございます。以上が支援体制でございます。

私の課の説明は、以上で終わらせていただきます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。たくさんの資料を説明していただきました。障害者の福祉に関しては、地域への移行がとても大変な作業で、進まないという状況にあると思いますけれども、この方々は、皆さんご在宅ということですね。

労政雇用課 はい、そうです。基本的には、あくまでも先程申し上げましたように、公共職業安定所長の受講斡旋を受けられるような方ということで、うまくマッチングすれば就労可能な状態にある方ということで、在宅でこちらの方に通っていただく、あるいは委託訓練を受けていただくというようなことになっているところでございます。

田中チカ子会長 皆様のほうからご質問ございますか。はい、藪委員さん。

藪真智子委員 今日はお世話になります。商工会議所から、企業側の立場から質問させていただきます。

昨年度よりも928万1,000円ほど減額になっておりますが、この増減の理由の中に、訓練途中での就職退校者が多いことを踏まえて、見直ししたためということが書かれておりますが、この就職退校者比率と、その後追いができているのかということも含めてお聞き

したい。これが一つです。

二つ目には、この7事業の事業予算の内訳もお聞かせいただきたかったなと思います。ほとんど人件費に絡むのかなと思いますけれども、人件費ならどのような人材であるか、10名ほどいらっしゃるんですけれども、分かる方もいらっしゃいますけれども、どういうふうな体制でこの方たちが採用されているのかということと、コーディネーターとかプランナーという方々の男女比率も教えていただきたいと思います。

三つ目には、就職して就業をしていくわけですが、例えば就業実態、具体的には1年以内の離職率ですとか、後のフォローができているのか、できていなければその事もフォローするような体制、支援体制を取っていただきたいと思うんですが、お答えいただけますでしょうか。

田中チカ子会長 大きく三つございましたけれども、よろしいでしょうか。

労政雇用課 はい、一つずつ回答させていただきます。

まず、22年度に比べて23年度が大きく減額されているということで、その内容としまして、知的障害の関係につきまして、理由としては途中退校者が多いということで、その状況ということでございますけれども、例えば22年度につきましては、販売実務科でございますけれども、定員が20名でございます、合計で18名入校されておられました。その中で、実際には14名の方が途中退校されておまして、その内11名の方が就職が決まったことによる就職退校になっております。こうした傾向は22年度だけではなくて、定員がずっと20名なんですけれども、21年度で見ますと途中退校が13名おられますが、その内の8名が就職による退校でございます。20年度で申し上げますと15名退校、そのうちの12名が就職による退校。さらに19年度は、12名中11名までが就職による退校ということで、近年の傾向としましては、1年間の訓練を実施していたんですけれども、その途中で就職されて退校される方が非常に多いということで、我々の訓練自体はあくまでも手段でありまして目的ではございませんので、就職できた方につきましては、それで目的も達成できているということで、こういうふうな実態がございます。

なおかつ、私どもが今回6か月に見直しをさせていただきました関係につきましては、この退校の状況につきましても、時期的にいつ頃が多いのかということで見ると、夏から秋にかけての退校の方が非常に多いということがございまして、今回6か月ということで見直しをさせていただいた次第でございます。ちなみに、この結果ですけれども、上半期の分、既に皆さん訓練が終わっているんですけれども、この方々につきましては、販売実務関係10名、定員どおり入っておられましたけれども、その中で既に就職退校が3名出ております。その後、半年間の訓練で実効性を疑われる向きなども議事録の方でもあ

ったかとは思いますが、既に今回の訓練を終えられた方で、まだ就職が決まっていない方は今の段階でもう1名となっております、これも見通しがあるということ、6か月にさせていただいておりますけれども、私どもの狙いどおりに目的は達成できているのではないかと考えているところではございます。

田中チカ子会長 この前の事業の概要を読みましたときは、今、藪委員さんが指摘されたように、中途退校が多いので予算が少なくなったというマイナスイメージを私たちの多くが持ったと思うんですけれども、今のご説明でよく分かりました。

労政雇用課 必ずしも後ろ向きのことではなくて、非常に途中で就職口を見つけられて就職される方が多かったということでございます。ちなみに、予算が落ちているということであるので、ここの点でも一つ解説をさせていただいておりますと、予算関係の質問も2番目であったと思うのでお話しさせていただきますと、全体といたしましては、お話のとおり928万1,000円が22年度に比べて23年度は落ちております。ただ、先程申し上げましたように、1番目の知的障害者の期間の見直しによるところが非常に大きく落ち込んでいるんですけれども、その一方で、2番目の事業につきましては、これまで国費10分の10でしていたところでありまして、障害者全体で見ますと、この2番目の事業につきましては国費10分の10から新たに県費を導入させていただいて、廃止するのではなく、引き続き実施をさせていただいている。こちらの方にも一般財源を新しく導入させていただいております。それから、人員配置で6番、7番のところがございますけれども、ノウハウの分につきましては、国費10分の10の委託事業で今年度新たに導入をさせていただいているところです。それから、7番目のカウンセリング等の関係につきましては、県の単独で措置させていただいているということで、総事業費としては確かに928万1,000円の減になっておりますが、このうち先程の国費関係で落ちた分が多くて、1,500万円あまり国費としては落ちておりますけれども、県の方といたしましては、新たに584万円一般財源を投入いたしまして事業の展開を図っていくところではございます。以上が1番目のご質問に対する回答ということですので。

それから、2番目の事業費の内訳につきましては、大きいところはお手元のプリントで各項目ごとに示しています。この内訳につきましては、人件費等の内訳ということではございますが、上の方からいきますと、23年度につきましては、1番目が総額で2,635万1,000円ということではございますが、このうち人件費が893万9,000円となっております。その他の庁費とか事務費ということで、事務的経費につきましては209万2,000円となっております。それから、一番大きなのが、訓練生に対して一定の要件を満たした場合に訓練手当が支給されます。この訓練手当が非常に大きくて、1,532万円を訓練手当で占めており

ます。2番目の発達障害の関係でございますけれども、これは総額が1,704万1,000円で、うち人件費が1,306万4,000円になっております。それから庁費、事務費の関係が397万7,000円になっております。3番目、精神障害者特別委託訓練の関係でございますけれども、総額が3,469万9,000円でございますが、これにつきましては委託料の中に各種人件費等も含まれておりますので、他とはそのままでは比較ができないんですけれども、庁費、事務費の関係がこの中では9万7,000円、委託料が549万5,000円、訓練手当に相当するものが2,910万7,000円ということになっております。4番目の委託関係でございますけれども、こちらにつきましては総額3,500万円でございますが、その内訳といたしましては人件費が822万7,000円、庁費、事務の関係が336万7,000円、委託料の関係が2,331万円となっております、その他補助金の関係が9万6,000円でございます。5番目、就労支援事業の関係でございますが、これにつきましては689万4,000円のうち人件費が551万2,000円、庁費、事務費の関係が138万2,000円になっております。6番目、ノウハウ関係でございますが、総額367万9,000円のうち人件費が276万6,000円、庁費、事務費の関係が91万3,000円ということになっております。最後に、7番目のカウンセリング関係でございますけれども、総合計454万5,000円のうち人件費関係が311万1,000円、庁費、事務費の関係が78万7,000円、補助金関係が64万7,000円ということになっております。以上でございます。

それから、非常勤の男女比率でございますけれども、松山高等技術専門校の職員については全員が女性ということになっております。

田中チカ子会長 これは、たまたまだったのですか。

労政雇用課 はい、これはたまたまということで、特に女性限定という形ではございません。結果的にたまたま女性ということでございます。

それから3番目、就職支援の実態ということでございますけれども、私どもの方は、訓練期間中からもちろんこういうフォロー体制で就職の支援に当たっているわけでございますけれども、退校した後、私どもの調査といたしましては、1か月後、3か月後、6か月後の就職状況を把握するようなことにさせていただいております。その後、何年間か経った段階での離職者の数といったものは、統計的には私どもの方では把握しておりません。ただ、実際問題としましては、退校後につきましても、ずっといろんな相談等にもお見えになる方もございますし、ハローワークあるいは福祉関係施設、そうした関係機関等とも連携しながら、必要があれば、その限りでいろいろ支援等につきましてはお手伝いさせていただいているという状況がございます。

田中チカ子会長 1か月、3か月、6か月という数字は把握しておられるわけですね。

労政雇用課 はい、毎年統計的に、1か月後、3か月後、6か月後の、実際にどれだけ就職率が達成できているかという数字的には把握するような形にさせていただいております。田中チカ子会長 具体的な数字というよりも定職率と言いますか、そのあたりについてはどんなお考えと言いますか、印象を持っておられますか。

労政雇用課 統計的には確かに把握はできていないんですけれども、実際には、就職のための企業開拓あるいは企業回りで、いろいろ企業とのお話なども常に高等技術専門校の方でやらせていただいているんですけれども、その中で、やはり就職した所につきましては、その次にまた就職をお願いしなければならないということもございますので、そういう意味で、比較的新しい所だけではなくて、既に受け入れいただいている所についても、こまめに訪問とか、あるいはいろんなやり取りをさせていただいているんですけれども、その状況から見れば、統計的ではないんですけれども、ある程度の就職状況は達成できているのではないかというふうには考えております。

もし離職者等が多いような場合には、なぜそういう事になっているのかというようなことも、お話をお伺いさせていただくこともできると思いますので、そのようなところを含めた上で、また次の新しい訓練生等の就職に結びつくような形でいろいろ各校では取組を進めているという実態がございます。

田中チカ子会長 はい、ありがとうございます。藪委員さん、今のお答えでいかがですか。藪真智子委員 はい、ありがとうございました。個人差とか制約の多い方々のための事業ですから大変だと思いますけど、これからも引き続き、そして例えば求人等の啓発のことで商工会議所とかお手伝いできることがございましたら、また何なりと申してください。よろしく申し上げます。

労政雇用課 国の方、労働局とか、あるいは雇用対策室から、今お話しいただきましたように、企業側としての各商工関係の団体などに、障害者の法定雇用率の達成ですとか、あるいはより拡大を目指すということで常々お願いを申し上げていると思いますので、既にこれまでも非常にご理解をいただいておりますけれども、今後ともよろしく願いできたらと思います。何とぞよろしく願い申し上げます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。大変大きな課題ですので、息の長い事業展開が必要だと思いますけれども、できましたら、フォローアップの部分も含めて県が関わっていただけるとありがたいなと思っております。

他の皆様方からご意見ございますか。

そうしましたら、私どもが選んだ5事業につきまして今日ヒアリングをいたしましたけれども、やはり何か越えられないところを感じるという気がいたします。是非、連携とい

うことをひとつキーワードにして、事業の展開をしていただきたいと思います。お忙しいところありがとうございました。

これで一応のヒアリングを終えたわけですが、よろしいですか。

向江隆文委員 すいません、ちょっと中途半端になったので。

新しい公共など三つの事業というのは、地域での活動を重視していこうという方向で共通していると思って皆さんと一緒に選んだと思うんです。男女共同参画の立場でいけば、そこに男性と女性が一緒に参加して、積極的に動いていくという事をやっていただきたいというのがあると思うんです。

この中で一つだけ、自主防災組織のえひめ防災インストラクター制度で、ちょっと私が注目したのは4ページなんですけれども、インストラクター制度の認定者数という、確かにこういうもので女性というのは率が少ないんですけど、ちゃんとこういうふうに女性というのを意識しているということと、この中で、宇和島市とか愛南町は女性の参加が多いんですね。ここはやはり危機感が強いので、男女共に参加したいというような動きがあって、こういうところを見て行きたいなと思いました。

そういう意味で見ると、新しい公共などでのNPOの支援とか、地域の高齢者のネットワークを作るといような活動でも、そういう視点というのが本当は欲しいなと思いましたが、どちらかという行政でできないことを民間に移すという視点の方が強いような気がしまして、もう少し考えていただきたいと思います。

田中チカ子会長 ですから、その辺がここでは取り上げるのにちょっと重いかなと思いましたが、あれぐらいで済ませたんですけれども。男女参画課の方でもその視点は含めていただくようお願いはしていただいたんですけれども、出てきたものはまだこういう段階ということです。引き続き、提言をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

皆さんも同じように感じられたのではないのでしょうか。はい、桐木委員。

桐木陽子委員 本日はどうもありがとうございました。ご準備も大変だったと思えます。

多くの事業の説明を受けたんですが、やはり男女共同参画の視点でどうかという、資料化できない、数値化できないものであっても、どういう方針で取り組んでおられるかみたいなお話はいただくように、またできれば次回はお話ししたいと思います。

田中チカ子会長 はい、重見委員さんよろしくお願ひします。

重見和典委員 皆さん意見が出尽くした感があってなんですけど、今回3課の方に来ていただいてお話を伺うというのが、初めてというのを私は知らなかったもので、いただいたレジュメで見た印象と、お話を伺うと、連携という思考はあるんだけど紙にしてしまうと全然伝わってこないという。

田中チカ子会長 数字でもそうでしたね。

重見和典委員 何かそこをうまくできないものかというのと、漁村の問題、それとこの3課、新しい公共と、障害者支援というもの、それこそそれを全部一緒にして新しい公共で打ち出すとか、そういう切り口で今回お話が出るのかと思ったら、そういう側面じゃなくて、いわゆる課ごとのお話で、お話を聞くと連携はしていますよというのがあったので、外部の人間に伝わりやすいのは、そういう既存のものを組み合わせて何かうまくやっていますみたいところをアピールしていただくと、すごく分かりやすいのではないかと思っただ反面、やはり出所が国費であったり県費であったり、あと期間がすごくタイトなので、実際これがどれだけ効果があるのかというのがすごくお聞きしたかったところなんですけれど、帰られた後で、そういう質問を私自身は思ったということです。

田中チカ子会長 でも、納税者としては一番気になるところじゃないでしょうか。

重見和典委員 以上そういうところで、ありがとうございました。

田中チカ子会長 そうしましたら、事務局の方に回してもよろしいですか。報告事項をお願いします。

事務局 資料7でございますけれども、四半期ごとに取りまとめております女性委員の登用状況でございます。

説明 資料7 県の審議会等への女性委員の登用状況（平成23年10月1日現在）

あと二点ございまして、前回、チャレンジ支援サイトのカウンター設置ができないかというようなご発言がございましたが、こちらにつきましては、ホームページの管理を行っております広報広聴課というところがございまして、そちらに確認いたしましたところ、カウンターを設置するためにはプログラムの組込みが必要となるそうなんですけれども、このプログラムを組み込んだ箇所がセキュリティーホールになるというようなことがございまして、設置はちょっと難しいということでございました。件数自体はカウントしておりますので、必要な時がございましたら、お尋ねいただいたらご返答できます。今年の10月現在、月平均で約310件、延べで2,167件の閲覧がございました。前年は月平均408件でございましたので、前年に比べると落ちているんですけれども、20年度、21年度よりは多いペースで閲覧されているという状況でございました。

最後に、長期計画の関係でございますけれども、桐木委員の方から「男女共同参画の視点を」ということを言っていただきましたこともございまして、長期ビジョン編の方で「男女を問わず」というフレーズを入れていただくようになりました。もちろん基本計画の方では「男女共同参画社会づくり」ということで項目が入っておりますので、そちらの方も合わせてご報告させていただきます。以上でございます。

田中チカ子会長 はい、ありがとうございました。桐木委員、よろしかったでしょうか。桐木陽子委員 はい、ありがとうございました。長期計画の中にもおっしゃっていただいたように入りまして、具体的な施策の中にも男女共同参画はたくさん出てまいります。ただ、成果指標として挙げられているものが少し物足りないかなという気がいたしますので、再度ご検討いただければと思います。

それと、資料7にもありますが、平成32年度末までに40%以上、既に達成しているパーセンテージが掲げられていることが、やや後ろ向きと言いますか、現状維持的なことも感じますので、ここを掲げたら何かその中味をですね、重複の委員を減らして広くの方々を登用するとか、ちょっと説明書きがあってもいいのではないかというふうに思います。

それと、具体的に警察本部とか土木部が40%いっていないわけですが、どのように課としてアプローチを庁内でされているのか、ちょっと参考までにお聞かせいただければと思います。

田中チカ子会長 いかがですか。

事務局 まず基本的には、40%以上ということは全庁を挙げて取り組んでいるわけですが、やはり人材がどうしてもいない分野がございますので、こういう結果になっているわけです。取組といたしましては、基本的にはどの審議会も3分の1、33.3%は下回らないということをまずお願いしております。どうしても達成できない場合につきましては、県の男女共同参画推進本部幹事会があるんですけども、その幹事長であります管理局長に協議をするということで、どうしても達成できないということを説明していただくようにしております。そういったことで、3分の1を下回る審議会が本当に少なくなってきております。ただ、どうしても40%が達成できないというのが、今、警察本部と土木部ということになっております。

桐木陽子委員 ありがとうございました。その時に、先程大隈委員がご指摘になったように、様々な地域活動で実績が上がった方を、それぞれの組織のトップにという動きが必要になってくるんだと思うんです。その際に、今日も非常にいろんな支援制度があるということをお聞きしまして、そういった窓口対応といいますか、これから新しい活動を始めるために、こういう部署でこういう支援制度があるというものを、男女共同参画センターなり男女参画課の窓口で女性たちにどんどんPRしていくというようなことが、庁内の連携を補完するPRになって、そして活動を活性化するのではないかとちょっと思いました。だから、女性活動何でも相談課みたいな、そういう雰囲気があれば、新しく活動を立ち上げようとする若い世代にもアピール度があるかと思っておりますので、是非お願いいたします。

田中チカ子会長 今後の努力に期待したいと思いますが、その点についてはいかがですか。人材の名簿なども作っておられますけれども、女性の登用を増やす努力はしておられるんですね。努力の結果が今の状態ということですからけれども、先程もちょっとおっしゃったような重複している方々、それはそれだけ信頼されて重複して引き受けておられるんでしょうけれども、お願いする側として、やはり新しい人をお願いするという努力も今後お願いしたいところです。ありがとうございます。では、局長の方から。

事務局 私の方から一言コメントします。40%を切っている委員会もいくらかあるんです。その場合に、改選の時期には私のところに相談に来るようにということで、私の方から公募の委員を増やして、その中に女性が採用される可能性が高いからとか、いろんなリストも作っていますので、その紹介はするんですけど、やはり土木とか警察とか、県民環境部の中でも原子力安全委員会とか専門的な知識を持った人から選んでいこうとしますので、そうした場合にはなかなか女性の方でいない。それと、団体を公平に見て選んでいこうとしますので、その団体の中に役職がなかなか女性は挙がってきていない。そういうところで伸びない点があります。

それで、もう一つ、40%の目標というのは男女共同参画計画の時にも議論したと思うんですが、そのような状況で、県の各種委員会の委員の掛け持ちがやはり多すぎるのではないかと、その見直しもかかってまいりました。そういう状況の中で、やはり40%以上、現在41%なんですけど、42%とか45%とか目標を掲げても、あまり現実性がないかなということで、その時も事務局では40%というのは維持して、40%という目標は掲げるけれど、それ以上に向上させていこうということで設定しておりますので、長期計画の段階ではコメントをつけまして、40%という数字は変えたくはないということでご理解していただけたらと思います。

桐木委員が言われたように、相談窓口として男女参画課、それから私の方も、いろいろと助言していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

田中チカ子会長 また、そういった事業もございますけれども、桐木委員のような声がたくさん出れば、県も変えられるかもしれませんね。ありがとうございました。

今日は長くなりましたけれども、皆さんからいただいたご意見を是非、今後の行政の事業の展開に活かしていくように努力をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

5 閉会

司会 田中会長どうもありがとうございました。委員の皆様どうもありがとうございました。

以上をもちまして、23年度第2回の男女共同参画会議を終了いたします。